

船橋市小規模保育事業認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の認可に関する手続等について、法その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事前相談)

第2条 小規模保育事業を実施しようとする者（以下「設置希望者」という。）は、船橋市小規模保育事業認可等事前相談書（第1号様式）により、小規模保育事業の設置に関する計画（以下「計画」という。）の事前相談を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前相談があったときは、設置の必要性等について審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

(事前協議)

第3条 前条第2項の審査の結果、設置の必要性があり、適切な計画であると認められた設置希望者は、船橋市小規模保育事業認可等事前協議書（第2号様式）により、計画の事前協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、関係法令との適合性その他必要事項を審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

(計画の着手等)

第4条 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、船橋市小規模保育事業認可等計画着手届（第3号様式）により、計画に着手するものとする。

2 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、やむを得ない理由により計画の内容を変更しようとするときは、その変更の可否について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

(認可の申請)

第5条 第2条から第4条の手続き等を経て、法第34条の15第2項の規定に基づき、小規模保育事業の認可を受けようとする設置希望者は、船橋市小規模保育事業認可申請書（第4号様式）に児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の36第1項各号及び第2項各号に掲げる書類その他必要な書類を添えて、市長に認可の申請を行うものとする。

(認可等)

第6条 市長は、前条の規定による認可の申請があったときは、法第34条の15第3項の規定に基づき内容を審査し、認可の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により小規模保育事業の認可を決定したときは、次の各号に掲げる設置希望者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

- (1) 社会福祉法人及び学校法人 船橋市小規模保育事業認可通知書（第5号様式）
- (2) 社会福祉法人及び学校法人以外の者 船橋市小規模保育事業認可通知書（第6号様式）

3 市長は、第1項の規定により小規模保育事業を認可しないと決定したときは、船橋市小規模保育事業不認可通知書（第7号様式）により、設置希望者に通知するものとする。

(運営開始後の内容等変更手続き)

第7条 前条により認可された小規模保育事業の運営を行う者（以下「事業者」という。）は、小規模保育事業の運営開始後に、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ相当期間の余裕を持って、第2条の規定に準じて手続きを行うものとする。なお、変更しようとする事項が、施設整備を伴うもの等、市長がより詳細な協議を行う必要があると認めた場合は、第3条及び第4条の規定に準じて手続きを行うものとする。

- (1) 名称、種類及び位置
- (2) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (3) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (4) 経営の責任者及び施設長
- (5) 定款、寄附行為その他の規約
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項に規定する手続きを経た後に、前項第1号又は第5号に掲げる事項を変更したときは変更のあった日から起算して1月以内に、また、第2号から第4号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、船橋市小規模保育事業内容等変更届（第8号様式）により市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、船橋市小規模保育事業内容等変更届受理通知書（第9号様式）により、事業者に通知するものとする。

(廃止又は休止の手続き)

第8条 事業者は、認可を受けた小規模保育事業を廃止又は休止しようとするときは、小規模保育事業の公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、相当期間の余裕をもって廃止又は休止について市長と協議し、原則として小規模保育事業を廃止又は休止しようとする日の3月前までに船橋市小規模保育事業廃止（休止）承認申請書（第10号様式）に市長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

(廃止又は休止の要件)

第9条 市長は、前条の規定により、小規模保育事業の廃止の承認の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

- (1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする小規模保育事業を行う地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに保育を必要とする児童の数から、小規模保育事業の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。
- (2) 現に保育を受けている児童に係る措置が適切であり、継続して保育が提供されるよう他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うなど、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 財産処分の方法が適切で、かつ、当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。
- (4) 廃止しようとする小規模保育事業を行う事業所の整備等に国庫又は市の補助がなされた場合にあつては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 廃止しようとする小規模保育事業にかかる事業者の借入金等について債務の弁済が処

分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。

- (6) 廃止について社会福祉法人の理事会の議決その他法人の定款等に定める所定の手続きを経ていること。
- (7) 事業者が社会福祉法人である場合は、定款の変更又は法人の解散等について所轄庁の認可又は認定を得られる見込みがあること。
- (8) 事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、廃止に伴い必要となる手続きについて所轄庁等の承認を得られる見込みがあること。
- (9) その他当該小規模保育事業の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条の規定により、小規模保育事業の休止の承認の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 現に保育を受けている児童に係る措置が適切であり、継続して保育が提供されるよう他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うなど、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款等に定める所定の手続きを経ていること。
- (4) 休止に伴い必要となる手続きについて所轄庁等の承認を得られる見込みがあること。
- (5) その他当該小規模保育事業の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止又は休止の承認)

第10条 市長は、第8条の規定により小規模保育事業の廃止又は休止の申請があったときは、前条の規定により審査し、小規模保育事業の廃止又は休止を承認する場合は、船橋市小規模保育事業廃止（休止）承認通知書（第11号様式）により、承認しない場合は、船橋市小規模保育事業廃止（休止）不承認通知書（第12号様式）により、廃止又は休止の申請をした事業者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、小規模保育事業の認可、内容等の変更、廃止、休止等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年11月24日から施行し、令和5年11月14日から適用する。

船橋市長あて

所在地又は住所

名称

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業認可等事前相談書

次のとおり、小規模保育事業の（実施計画・変更計画）について、船橋市小規模保育事業認可等要綱第2条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて事前相談します。

事業の種別	小規模保育事業 型		
事業所の名称 (仮称)			
定員	名		
	(年齢別内訳)		(単位：名)
	0歳児	1歳児	2歳児
事業計画地	船橋市		
延床面積			
認可及び 認可変更内容			
設計概要	別紙の通り		

第2号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所

名 称

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業認可等事前協議書

年 月 日 第 号にて通知のありました（ 事業所の名称 ）の（ 実施計画・変更計画 ）にかかる事前協議書について、船橋市小規模保育事業認可等要綱第3条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

第3号様式

年 月 日

船橋市長あて

所在地又は住所

名 称

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業認可等計画着手届

年 月 日 第 号にて通知のありました小規模保育事業児（ 事業所の名称 ）の
（ 実施計画 ・ 変更計画 ）について、船橋市小規模保育事業認可等要綱第4条第1項
又は第7条第1項の規定により、事前協議の内容の通り、計画に着手することを届け出ま
す。

船橋市長あて

所在地又は住所

名称

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業認可申請書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により、小規模保育事業（事業所の名称）を実施したいので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の36第1項及び第2項の規定により関係書類を添付して次のとおり申請します。

1. 事業の種類 小規模保育事業 型
2. 事業所の名称
3. 事業所の所在地 船橋市
4. 建物その他設備の規模及び構造
 - ①土地 敷地面積 m^2 （事業所専用部分 m^2 ）
 - ②建物 延床面積 m^2 （事業所専用部分 m^2 ）
建物構造 造、階数 階建（事業所部分 階）
 - ③設備
 - ④備品等の状況
 - ⑤図面

5. 定員 名
(年齢別内訳) (単位：名)

	0歳児	1歳児	2歳児
定員			

6. 事業の運営についての重要事項に関する規程
7. 経営の責任者及び施設長の氏名及び経歴
8. 職員
9. 収支予算
10. 事業開始年月日 年 月 日

様

船橋市長

船橋市小規模保育事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（事業所の名称）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により、認可します。

1. 事業の種類 小規模保育事業 型
2. 事業所の名称
3. 事業所の所在地 船橋市
4. 建物その他設備の規模及び構造
 - ①土地 敷地面積 m^2 （事業所専用部分 m^2 ）
 - ②建物 延床面積 m^2 （事業所専用部分 m^2 ）
建物構造 造、階数 階建（事業所部分 階）
5. 定員 名
(年齢別内訳) (単位：名)

	0歳児	1歳児	2歳児
定員			

6. 事業開始年月日 年 月 日
7. 留意事項

様

船橋市長

船橋市小規模保育事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 事業所の名称 ）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により下記の条件を付して認可します。

1. 事業の種類 小規模保育事業 型
2. 事業所の名称
3. 事業所の所在地 船橋市
4. 建物その他設備の規模及び構造
①土地 敷地面積 m^2 （事業所専用部分 m^2 ）
②建物 延床面積 m^2 （事業所専用部分 m^2 ）
建物構造 造、階数 階建（事業所部分 階）

5. 定員 名
(年齢別内訳) (単位：名)

	0歳児	1歳児	2歳児
定員			

6. 事業開始年月日 年 月 日
7. 留意事項

記

1. 「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和5年船橋市条例第12号）の基準の維持及び向上に努め、市が事業の実施状況について必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
2. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」（平成26年内閣府令第39号）第50条にて準用された同条例第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、小規模保育事業を営む事業に係る区分を設けること。
3. 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び「船橋市小規模保育事

業の認可に関する審査基準」(以下「審査基準」という。)別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

4. 毎会計年度終了後3ヶ月以内に、次に掲げる書類に、小規模保育事業を営む事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市が必要と認める書類

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、小規模保育事業を営む事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、審査基準別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市小規模保育事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 事業所の名称 ）については、次の理由により認可しないので、通知します。

理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市長 へ

所在地又は住所

名 称

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業内容変更届

小規模保育事業（事業所の名称）の内容変更について、船橋市小規模保育事業認可等要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更内容

（ ）

認可を受けた定員を変更する場合は、下欄に現在の定員及びその増減並びに変更後の定員を記載すること。

(年齢別増減内訳)

(単位：名)

	0歳児	1歳児	2歳児
定員			
増減			
変更後			

2. 変更理由

3. 変更年月日 年 月 日

【添付書類】

1. 名称及び位置を変更する場合は、変更後の内容が確認できる書類（登記簿等）
2. 建物その他の設備の規模及び構造を変更する場合
 - ①変更に関する建物その他の設備の一覧表
 - ②変更の前後が判別できる建物その他設備に関する図面
3. 小規模保育事業の運営についての重要事項に関する規程を変更する場合
 - ①変更後の規程
 - ②定員の変更を伴う場合は、建物その他設備の規模及び構造がわかる図面と職員一覧
4. 経営の責任者若しくは施設長を変更する場合
 - ①新たに経営の責任者若しくは施設長となろうとする者の履歴書

- ②経営の責任者等を変更する場合は、現任者及び就任予定者の氏名並びに退任（就任）予定年月日を記載すること。
 - ③施設長を変更する場合は、新たに施設長となる者が施設長となる要件を具備していることが確認できる証明書等
5. 定款、寄附行為その他の規約を変更する場合は、変更後の当該書類
 6. その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市小規模保育事業内容変更届受理通知書

年 月 日付で、船橋市小規模保育事業認可等要綱第7条の規定により届出のありました小規模保育事業（ 事業所の名称 ）の内容変更については、次のとおり受理したので通知します。

1. 事業所の名称
2. 事業所の所在地 船橋市
3. 変更内容
4. 変更年月日 年 月 日

船橋市長 へ

所在地又は住所

名 称

代表者氏名

印

船橋市小規模保育事業廃止（休止）承認申請書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第7項の規定により、小規模保育事業（事業所の名称）の廃止（休止）の承認を受けたいので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 事業所の名称
2. 事業所の所在地 船橋市
3. 定員 名

（年齢別内訳）

（単位：名）

	0歳児	1歳児	2歳児
定員			

4. 廃止（休止）の理由
5. 廃止（休止）しようとする日
6. 入所させている者の処理
7. 廃止しようとする者にあつては当該施設の財産の処分方法及び債務の弁済計画
8. 休止しようとする者にあつては休止の予定期間

【添付書類】

- ①前年の決算書
- ②当該年度の予算書
- ③廃止（休止）に関する経緯を確認できる法人の理事会その他議決機関の議事録の写し、又はそれに準じる書類
- ④その他市長が必要と認める書類

注

- ①廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。
- ②財産の処分は、現在の施設所有の財産についてその処分方法を具体的に記載すること。

なお、寄付金、補助金等によって得た財産については、補助事業名、取得年月日及び金額を併せて記載すること。

様

船橋市長

船橋市小規模保育事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 事業所の名称 ）の廃止（休止）については、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 5 第 7 項の規定により、廃止（休止）することを承認します。

1. 事業所の名称
2. 事業所の所在地 船橋市
3. 定員 名

（年齢別内訳）

（単位：名）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
定員			

4. 廃止（休止）年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市小規模保育事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 事業所の名称 ）の廃止（休止）については、次の理由により承認しないので、通知します。

理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。